

高知県制度融資の新型コロナウイルス感染症対策等について

資料協力：高知県信用保証協会

新型コロナウイルス感染症により売上高等減少の影響を受けた中小企業者の事業継続を支援するために、国の緊急対策における資金繰り支援と併せ、事業者の資金調達に対する支援が大幅強化されました。

新型コロナウイルス感染症対策融資

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の事業継続や経営の安定を図る融資制度。

※令和2年3月13日～当面の間
※利子補給は令和2年3月24日以降

制度要件

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高等が減少している方。
- (イ) 今後売上高等の減少が見込まれる方。

主な概要

資金使途	運転資金
貸付限度額	1億円
返済期間	12年以内（据置4年以内） ※危機関連の場合は10年以内（据置2年以内）となります。

	責任共有		責任共有対象外		
保証料率	セーフティ5号(コロナ)	その他	セーフティ4号(コロナ)	危機関連	その他
	0%	0.1%	0%		0.1%
貸付利率	2.27%以内		2.07%以内		
利子補給 ※県との契約 締結金融機関	据置期間中 全額利子補給	なし	据置期間中 全額利子補給		なし

※借換えを行う場合、既存保証付き融資は融資額の2分の1未満とする。
(令和2年2月27日以降に、新型コロナウイルス感染症に起因して実行された既存保証付き融資を除く。)

▶ **【新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度】**
コロナ関連の4号、5号、危機関連の認定取得、かつ当制度融資の条件(限度額1億、返済期間12年、据置期間4年、貸付利率[責任共有2.27%、共有対象外2.07%])以内の融資において、据置期間を対象として利用可能です。

既存県制度の要件緩和等

※令和2年3月13日～当面の間

①活用可能となる融資の拡大

制度名	見直し、追加内容
経済変動対策融資	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高等が減少している者もしくは、今後売上高等の減少が見込まれる者。
借換融資	

②償還期間等の延長

制度名	見直し、追加内容
経済変動対策融資	新規融資：据置期間の延長（1年以内）、償還期間延長（2年以内）
借換融資(据置対象外)	
特別小口融資	
小規模企業融資	既存融資：金融機関、信用保証協会、企業三者で協議のうえ据置期間延長（1年以内）、償還期間延長（2年以内）が可能
小口零細企業融資	
安心実現のための高知県緊急融資	

③借換条件の緩和

制度名	見直し、追加内容
経済変動対策融資	償還金額および償還月数にかかわらず借換可能。 ※従来は償還金額および償還月数の1/3以上経過で借換可能。
特別小口融資	
小口零細企業融資	

日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症対策融資

令和2年1月29日以降に利用した方に関しては、一定の要件に該当すれば、融資後であっても融資時に遡って「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資条件を適用することができます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況が悪化している方を対象にした融資制度。

制度要件

※令和2年3月17日～当面の間
※利子補給は実施機関（未定）より当初3年補給

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方。

（ア）最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。

（イ）業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方。

①過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高

②令和元年12月の売上高

③令和元年10月から12月の平均売上高

主な概要

資金使途	運転資金及び設備資金		
融資限度額	6,000万円		
返済期間	運転15年以内（据置5年以内） 設備20年以内（据置5年以内）		
貸付利率 2020.3月現在	3,000万円以下		3,000万円超
	当初3年間 1.36%～0.9%	3年経過後 1.36%	1.36%
利子補給 ※実施機関	当初3年間 利子補給	なし	なし

※普通貸付等の借換えもできますが、既存融資の残高部分は基準金利、新規融資にかかる部分のみが▲0.9%の金利となります。なお、利子補給も新規融資部分に適用されます。

既存融資制度の拡充等

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）及び生活衛生改善貸付の拡充の概要

※令和2年3月17日～当面の間
※既存融資の借換えは不可

	通常部分	拡充部分
融資対象者	【マル経】 商工会議所等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方。 【生活衛生改善貸付】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方。	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。
資金使途	運転資金及び設備資金	
融資限度額	2,000万円	別枠1,000万円
返済期間 （据置期間）	運転7年以内（2年以内） 設備10年以内（1年以内）	運転7年以内（3年以内） 設備10年以内（4年以内）
貸付利率 2020.3月現在	1.21%	当初3年間 1.21%～0.9% 3年経過後 1.21%

【特別利子補給制度】

新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方で、次のいずれかの要件に該当する方は、3,000万円以下の部分につき当初3年間利子補給を利用できます。

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上